

福岡県介護保険広域連合 障害者活躍推進計画

令和7年4月1日

機関名	福岡県介護保険広域連合
任命権者	広域連合長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
福岡県介護保険広域連合における障害者雇用に関する課題	福岡県介護保険広域連合は小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていないが、障害を有する職員のための環境整備について、継続的に取り組む必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	障害者に限定した募集は行わずとも、障害者である応募者を念頭においた形で職員の募集を行う。
② 定着に関する目標	なし ※ただし、今後、障害者である職員を採用した際には、定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	新規採用者又は現に在職する職員が身体障害等により業務遂行が困難である相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。